

ち等からの相談体制を強化する観点から、「チャイルドライン」などの民間組織に対し、都道府県や市町村が事業委託できるよう統合補助金の児童虐待防止対策支援事業「市町村及び民間団体との連携強化事業」及び次世代育成支援対策交付金の交付要綱を見直すこととしているので、御了知願いたい。

(3) 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置促進・機能強化について

市町村における児童虐待防止の中核となる地域協議会については、平成18年度補正予算においても設備機器の助成措置を講じたところであり、その早急な設置が求められている。遅くとも、市及び福祉事務所を設置する町村については、平成19年度中の設置をお願いしたい。(資料15(103頁))

また、設置後の運営機能を強化するため、平成19年度予算(案)において、都道府県(児童相談所)が地域協議会に対し、その運営に関するノウハウを普及させること等を目的に、児童相談所OBなど児童家庭相談の専門家を派遣・配置する事業を行うこととしているので格段の取り組みをお願いしたい。

あわせて、平成19年度地方財政措置において、「子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待対策の充実」を含めた地方単独の少子化対策に関する地方財政措置(地域の子育て支援のための措置)として、平成18年度は全国ベースで約330億円の財政措置が約700億円に拡充されたところであり、地域協議会の調整機関職員の充実等の人材確保及び専門性向上の取り組みに活用されるようお願いする。

(4) 児童虐待対応職員等を対象とした研修について

児童虐待への対応強化については、担当職員の充実とあわせて、研修等を通じた専門性の向上が重要である。資料16(104頁)は、平成19年度において、子どもの虹情報研修センター等が実施を予定している研修プログラムであるが、各自治体におかれては、積極的に該当する者の参加を促すとともに、管内の市町村、社会福祉法人、民間団体等に対し、受講の勧奨及び周知をお願いしたい。

特に、子どもの虹情報研修センターでは、平成19年度において、児童相談所職員(スーパーバイザー)の専門性の向上、市町村や関係機関の職員への児童虐待等の対応力の向上を目指した新たな研修を行うなど、科目の再編や内容の充実を図ることとしているほか、児童相談所や

児童福祉施設等の援助機関の職員等から電話等による専門相談に応じたり、ホームページ等を活用した児童虐待防止等に関する最新情報の提供、これまで実施してきた研修を収録したビデオの貸出などを行っているところであり、積極的にご活用いただきたい。(資料17 (105頁))

【問い合わせ先：045-871-8011】

【HPアドレス：<http://www.crc-japan.net/index.php>】

(5) 児童虐待防止に係る広報啓発の取組について

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成19年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府公報を活用した各種媒体(テレビ、新聞、雑誌等)による広報啓発などを行うほか、全国フォーラムを11月10日(土)～11日(日)に熊本県熊本市において開催する予定である。

また、子どもの虐待を防止するというメッセージが込められたオレンジリボン・キャンペーンは、多くの国民が児童虐待を自らの問題として関心を持ち、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める有効な取り組みである。

このため、厚生労働省では、オレンジリボンの普及促進を進めているところであるが、地方自治体や関係機関におかれても、日頃から、職員自らがオレンジリボンを身に付ける、研修会や講習会等の場でPRに務めるなど、児童虐待に関する社会的関心の喚起につき御協力をお願いしたい。

5. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 整備量の確保について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、平成18年度補正予算として約78億円、平成19年度予算案において約130億円の合計で約207億円確保し、地域の実情に応じた十分な整備ができる整備量を確保したところである。

② 平成18年度補正予算について

平成18年度補正予算においては、保育所について乳幼児の安全確保の観点から耐震化の促進を図るとともに、児童虐待の増加、深刻化等を踏まえ、一時保護体制を強化するため、児童相談所一時保護施設の定員増を図るための整備や児童養護施設に一時保護を受託するための整備を推進するために必要な経費を平成18年度補正予算に計上し早急に整備を図ることとしたところである。

③ 平成19年度予算案について

平成19年度予算案においては、保育所待機児童解消を図る整備、児童養護施設等の小規模ケア化を図る整備などを推進するため、約130億円計上したところである。18年度及び19年度の整備に当たっては、平成18年12月28日付け事務連絡で既にお願ひしているところであるが、平成18年度補正予算において19年度協議予定の整備計画の積極的な前倒し執行を行うなど、全体として必要な整備が図られるよう格段のご配慮をお願いする。

④ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成9年3月28日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。